

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長（以下「県」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部長（以下「協会」という。）は、大規模災害時における県の所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、県が所管する公共土木施設が被災した場合において、県がその応急対策業務を実施するに当たり、協会への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、県の所管施設において発生した災害箇所とする。

（業務の実施手続）

- 第3条 県は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、協会の会員のうち業務を行うことができると認められる者（以下「業務候補者」という）の推薦を協会に要請することができるものとする。
- 2 協会は、前項の規定による要請があったときは、複数の業務候補者を県へ推薦するものとする。
- 3 県は、協会の推薦に基づき業務を行う会員を選定し、出勤を要請することができるものとする。
- 4 業務を行う会員は、県の指示に基づき、当該業務を早急に実施するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 協会は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに動員の方法を定めておくものとする。

（契約の締結）

第5条 県は、業務を行う会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに県、協会いずれからも申し出がないときは、引き続き本協定を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、県、業務を行う会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、協会は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により県に報告し、その措置については、県と協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者が、作業中に負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（その他）

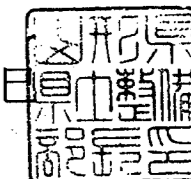
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月20日

山形県県土整備部長

上坂 克日



一般社団法人建設コンサルタンツ協会

東北支部 支部長

遠藤 敏雄

